

# 石川県公報

令和2年11月17日

第13358号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

## 目次

### 告示

- |                   |            |   |
|-------------------|------------|---|
| ○河川整備基本方針の変更の公表   | (河川課)      | 1 |
| ○河川整備計画の公表        | (同)        | 1 |
| ○一般競争入札の落札者等      | (教育委員会事務局) | 1 |
| <b>公 告</b>        |            |   |
| ○予防接種を行う医師に係る公告   | (健康推進課)    | 2 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出の公告 | (経営支援課)    | 4 |

### 石川海区漁業調整委員会

- |                                   |   |
|-----------------------------------|---|
| ○石川海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部改正 | 5 |
|-----------------------------------|---|

### 内水面漁場管理委員会

- |                                     |   |
|-------------------------------------|---|
| ○石川県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する手続規程の一部改正 | 6 |
|-------------------------------------|---|

## 告示

### 石川県告示第381号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により定めた熊本川水系河川整備基本方針を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

縦覧場所

石川県土木部河川課並びに石川県中能登土木総合事務所河川砂防課

### 石川県告示第382号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第1項の規定により、手取川水系手取川下流左岸圏域河川整備計画を定めたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

縦覧場所

石川県土木部河川課並びに石川県南加賀土木総合事務所河川砂防課及び石川土木総合事務所建設課

### 石川県告示第383号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和2年11月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法

令和2年度石川県新図書館納入資料(図書) 一式 購入

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県立図書館

金沢市本多町3丁目2番15号

3 落札者を決定した日

- 令和2年10月14日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社紀伊國屋書店金沢営業部長  
金沢市北安江1丁目3番24号金沢フロントビル
- 5 落札金額  
985円  
本体価格1,000円（消費税及び地方消費税額を加算していない額）の図書に対する納入価格。本体価格のほか、輸送費、保険料等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含む。
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
令和2年9月4日

## 公 告

### 予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により、当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和2年11月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

#### 1 A類疾病及びB類疾病

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予防接種を行う主たる場所
川田直幹	県内全域	金沢市横川6丁目72番地 川田内科クリニック
奥規博	"	金沢市小坂町中83番地 医療法人社団 浅ノ川 浅ノ川総合病院
川原洋平	"	"
河野達彦	"	"
澤田慧	"	"
林義大	"	"
國井建司郎	"	"
柘植俊介	"	"
材木義隆	"	"
田辺命	"	"
吉田太治	"	"
柏原悠也	"	"
白川智彦	"	"
澤口潤	"	"
岩淵佑	"	七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院
本野望	"	"
杉山能子	"	"
山田結子	"	"
木南紫巨	"	七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院
泉谷麻子	"	七尾市松百町8部3番地の1 独行政法人国立病院機構七尾病院
森田弘子	"	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険小松市民病院
亀谷仁郁	"	"
北原征明	"	小松市沖町478番地 小松ソフィア病院
小川晃寛	"	"

湊 友佑	〃	〃
居 軒 功	〃	小松市矢崎町ネ49番 いのき内科循環器科クリニック
進 宅 札 章	〃	輪島市山岸町は1番1地 市立輪島病院
小 西 正 紘	〃	〃
牧 田 将 徳	〃	〃
蓬 田 裕美子	〃	〃
上 野 洋 誉	〃	〃
城 戸 内 健 介	〃	〃
藤 丸 直 弥	〃	〃
井 岡 宣 人	〃	加賀市山中温泉上野町ル15番地1 山中温泉ぬくもり診療所
吉 田 匠 生	〃	加賀市山中温泉西桂木町ト4番地2 医療法人社団 昂生会 吉田医院
越 田 昌 宏	〃	加賀市直下町ヲ91番地 医療法人社団 慈豊会 加賀温泉リハビリクリニック
玉 田 安 彦	〃	加賀市山代温泉35の11番地の1 医療法人社団 加賀白山会 板谷医院
楠 目 祐 基	〃	野々市市扇が丘7番1号 金沢工業大学扇が丘診療所
金 子 聖 司	〃	鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地 公立宇出津総合病院
中 川 慎 太 郎	〃	〃
舟 木 洋	〃	〃

## 2 A類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予防接種を行う主たる場所
島 田 賢 一	県内全域	金沢市大桑2丁目247 しまだ皮ふ科クリニック
竹 崎 奈津美	〃	小松市向本折町ホ60番地 国民健康保険小松市民病院

## 3 B類疾病のみ

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予防接種を行う主たる場所
川 原 繁	県内全域	金沢市泉が丘2丁目14番1号 ソフィアひふ科クリニック
中 條 園 子	〃	〃
土用下 和 之	〃	金沢市大手町5番32号 医療法人社団和宏会 大手町病院
尤 高 峰	〃	〃
藤 本 信 乃	〃	金沢市本町1丁目2番27号 林病院
宮 永 達 人	〃	金沢市赤土町ニ13-6 石川県済生会金沢病院
草 山 隆 志	〃	金沢市京町1番30号 整形外科米澤医院
加 藤 寛 幸	〃	金沢市千木町ヘ3番地1 医療法人社団 千木福久会 千木町ケアセンター
原 賢 人	〃	金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団 松原愛育会 松原病院
野 村 匡 晃	〃	〃
渡 辺 知 志	〃	金沢市赤土町ニ13-6 石川県済生会金沢病院
石 山 謙	〃	金沢市下新町6番26号 社会医療法人財団董仙会 恵寿金沢病院
楠 目 祐 基	〃	七尾市千野町に部10番地 医療法人社団生生会 えんやま健康クリニック
正 木 利 憲	〃	小松市土居原町529番地1 医療法人社団 正木会 正木アイクリニック
柴 山 純 一	〃	小松市八幡イ12番地7 特定医療法人社団勝木会 やわたメディカルセンター
草 山 隆 志	〃	〃
磯 崎 誠	〃	加賀市大聖寺永町イ17番地 医療法人社団 慈豊会 久藤総合病院
鈴 木 大 河	〃	〃
越 田 昌 宏	〃	〃
北 村 守 正	〃	〃
西 木 久 史	〃	羽咋市の場町松崎24番地 公立羽咋病院

藏島 乾	〃	能美市緑が丘11-71 医療法人社団和楽仁 芳珠記念病院
漆原 涼太	〃	〃
野寺 裕之	〃	〃
山崎 宏人	〃	〃
小川 尚彦	〃	〃
大倉 徳幸	〃	〃
森 清男	〃	〃
中村 孝	〃	〃
中田 光俊	〃	〃
生駒 友美	〃	〃
米田 隆	〃	〃
井口 雅史	〃	〃
林 宣明	〃	〃
鰯坂 秀之	〃	〃
鈴木 千晶	〃	〃
竹内 伸司	〃	〃
矢野 聖二	〃	〃
谷本 梓	〃	〃
並木 幹夫	〃	〃
浦本 秀隆	〃	〃
木下 雅史	〃	〃
坂本 滋	〃	河北郡内灘町字大学1丁目1番地 金沢医科大学病院
高野 環	〃	〃
永吉 靖弘	〃	〃
坂本 大輔	〃	〃
藤井 大志	〃	〃
一森 悠希	〃	〃
堀 有行	〃	〃

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年11月17日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ鶴ヶ丘東店

河北郡内灘町鶴ヶ丘2丁目606 外2筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

- 石川県白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和 3 年 7 月 7 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,278平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 50台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
位置 縦覧による。  
収容台数 15台
  - (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
位置 縦覧による。  
面積 45平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
位置 縦覧による。  
容量 6.6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
午前 9 時から翌午前 0 時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
出入口の数 2箇所  
位置 縦覧による。
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日  
令和 2 年 11 月 6 日
- 8 届出等の縦覧場所  
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び内灘町都市整備部企画課
- 9 届出等の縦覧期間  
令和 2 年 11 月 17 日から令和 3 年 3 月 17 日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先  
令和 3 年 3 月 17 日  
金沢市鞍月 1 丁目 1 番地  
石川県商工労働部経営支援課

### 石川海区漁業調整委員会

#### 石川海区漁業調整委員会規程第 1 号

石川海区漁業調整委員会が行う意見の聴取に関する手続規程（平成 6 年石川海区漁業調整委員会規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 2 年 11 月 17 日

石川海区漁業調整委員会

第 1 条中「第 10 条、第 34 条第 4 項、第 36 条第 1 項、第 37 条第 1 項、第 38 条第 1 項及び第 3 項並びに第 39 条第 1 項、第 2 項及び第 13 項」を「第 86 条第 1 項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第 89 条第 1 項、第 92 条第 1 項及び第 2

項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項」に改める。

第2条中「第10条」を「第69条」に改める。

第5条第1項、第6条第3項及び第8条中「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第9条第1項中「第34条第7項（法第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項）を「第89条第6項（法第86条第4項、第88条第4項、第92条第3項、第93条第3項、第116条第4項及び第177条第14項）に改め、同条第3項中「第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項）を「第89条第6項後段（第86条第4項、第88条第4項、第92条第3項、第93条第3項、第116条第4項及び第177条第14項）に改める。

第10条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第11条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第1条の2」を「第9条第1項」に、「弁明書」を「陳述書」に改める。

第12条第1項及び第3項、第13条並びに第14条中「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第15条中「第1条の2」を「第9条第1項」に、「第10条」を「第69条」に改める。

第16条中「法第10条」を「法第69条」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

### 内水面漁場管理委員会

#### 石川県内水面漁場管理委員会規程第1号

石川県内水面漁場管理委員会が行う意見の聴取に関する手続規程（平成6年石川県内水面漁場管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

令和2年11月17日

石川県内水面漁場管理委員会

第1条中「第10条、第34条第4項、第36条第1項、第37条第1項、第38条第1項及び第3項並びに第39条第1項、第2項及び第13項」を「第86条第1項（免許後に条件を付ける場合に限る。）、第89条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第93条第1項（これらの規定を法第88条第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第116条第2項及び第3項並びに第177条第14項において準用する同条第6項」に改める。

第2条中「第10条」を「第69条」に改める。

第5条第1項、第6条第3項及び第8条中「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第9条第1項中「第34条第7項（法第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項）を「第89条第6項（法第86条第4項、第88条第4項、第92条第3項並びに第93条第3項、第169条第3項及び第177条第14項）に改め、同条第3項中「第34条第7項後段（第36条第3項、第37条第4項、第38条第5項並びに第39条第4項及び第14項）を「第89条第6項後段（第86条第4項、第88条第4項、第92条第3項、第93条第3項、第169条第3項及び第177条第14項）に改める。

第10条第1項中「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第11条の見出し中「弁明書」を「陳述書」に改め、同条中「第1条の2」を「第9条第1項」に、「弁明書」を「陳述書」に改める。

第12条第1項及び第3項、第13条並びに第14条中「第1条の2」を「第9条第1項」に改める。

第15条中「第1条の2」を「第9条第1項」に、「第10条」を「第69条」に改める。

第16条中「法第10条」を「法第69条」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。